

## 参 考 資 料

1. 被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について・・・・・・・・・・ 1  
(平成18年4月28日 閣議決定)
  
2. 被用者年金一元化の基本的な方針と進め方について・・・・・・・・・・ 6  
(平成18年12月19日 政府・与党合意)
  
3. 被用者年金一元化法案と新3階年金について・・・・・・・・・・ 9  
(平成19年3月20日 被用者年金一元化等に関する役員会決定)
  
4. パート労働者への社会保険適用に関する確認事項・・・・・・・・・・ 10  
(平成19年3月27日 自由民主党 年金委員会・厚生労働部会合同会議決定)
  
5. パート労働者への社会保険適用に関する確認事項・・・・・・・・・・ 12  
(平成19年3月28日 公明党 社会保障制度調査会、年金制度委員会、厚生労働部会合同会議決定)

## 被用者年金制度の一元化等に関する基本方針について

〔平成 18 年 4 月 28 日  
閣 議 決 定〕

被用者年金制度の一元化については、平成 16 年年金制度改正法附則の規定を踏まえ公的年金制度の一元化を展望しつつ、今後の制度の成熟化や少子・高齢化の一層の進展等に備え、年金財政の範囲を拡大して制度の安定性を高めるとともに、民間被用者、公務員を通じ、将来に向けて、同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の公的年金給付を受けるという公平性を確保することにより、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせる方向を基本として、次に掲げるところにより、これを行うものとする。

### 1. 被用者年金制度の保険料率の統一

(1) 現行の国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び私立学校教職員共済（以下「各共済年金」という。）の被用者年金制度に共通する給付（以下「1・2階部分」という。）に係る保険料率を、次の①から③により厚生年金保険の保険料率に統一する。

① 国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合（以下「公務員共済」という。）の保険料率が統一される翌年の平成 22 年から、1・2階部分の保険料率の統一を開始する。

② 現行の職域部分(3階部分)を廃止することを踏まえ(4.(1)参照)、平成 22 年以降は、それまで職域部分(3階部分)に対応する保険料として予定されていた部分の保険料率も含めて1・2階部分の保険料率とし、その率から厚生年金保険と同様に、毎年 0.354%ずつ引き上げ、

公務員共済については平成 30 年、私立学校教職員共済（以下「私学共済」という。）については平成 39 年に厚生年金保険の保険料率(18.3%)に統一する。

③ 加入者及び事業主(国・地方公共団体及び学校法人等)にとって急激な保険料負担増とならないよう、各共済年金の 1・2 階部分の新たな保険料負担の一部は、積立金を活用して負担する（2. 参照）。

(2) 私学共済で別途徴収している年金事務費掛金については、統一される 1・2 階部分の保険料率に含まれるものとする。

## 2. 積立金の仕分け

(1) 各共済年金が保有している積立金については、厚生年金保険の積立金の水準に見合った額を仕分け、これを厚生年金保険の積立金とともに被用者年金制度の 1・2 階部分の共通財源に供する。具体的には、各共済年金の保険料で賄われる 1・2 階部分の支出に対して何年分に当たるかの水準が、厚生年金保険における当該水準と同一になるよう、各共済年金の積立金から、共通財源に供する積立金を仕分ける。

(2) 上記 (1) により 1・2 階部分の共通財源に供する積立金を仕分けた後に各共済年金の財源として残る積立金を、現行の職域部分(3 階部分)の廃止前の期間に係る給付費(既裁定年金及び未裁定の過去期間分(4. (2) 参照))に充てる。

(3) その上で、更に各共済年金の財源として残る積立金については、1. (1) ③及び 4. (3) (4) のための原資に活用する。

### 3. 追加費用等

- (1) 国民負担を抑制する観点から税負担による追加費用を減額するため、公務員共済における恩給期間に係る給付について、恩給期間と共済年金制度発足時との負担の差に着目し、負担に見合った水準に減額する。ただし、受給者に係る生活の安定確保及び財産権の保障等の観点から、減額に当たって一定の配慮を行う。
- (2) 以上の考え方にに基づき、税負担を財源とする恩給期間に係る給付について、次の①及び②により減額する。
  - ① 共済年金制度発足時の本人負担(対俸給8.8%の保険料のうち本人負担分 4.4%)よりも低い恩給期間の本人負担(恩給納金として対俸給2.0%)に見合った給付水準とするため、恩給期間に係る給付について、27%減額する。
  - ② ただし、恩給期間と社会保険方式による公務員共済期間の合計に係る給付について、
    - ア) 給付額に対する引下げ額の割合が10%を上回らないこととする
    - イ) 減額により、給付額が250万円を下回らないこととするとの措置を講じる。
- (3) 文官恩給についても、上記(1)(2)との均衡を考慮した給付水準の引下げ措置を講じる。
- (4) 税負担ではない国家公務員共済組合の郵政公社分及び厚生年金保険に統合した旧三公社等における追加費用について、税負担による追加費用と同様の取扱いとするかどうかは、更に検討する。

#### 4. 職域部分

- (1) 現行の公的年金としての職域部分(3階部分)は、平成22年に廃止する。
- (2) 現行制度に基づく既裁定年金の給付については存続する。ただし、追加費用による職域相当分については、3.(1)による減額の対象に含める。未裁定者については、これまでの加入期間に応じた給付を行うことを基本としつつ、公務員共済については下記(3)の仕組みの制度設計を踏まえて検討する。
- (3) 新たに公務員制度としての仕組みを設けることとし、この仕組みについては、人事院において諸外国の公務員年金や民間の企業年金及び退職金の実態について調査を実施し、その結果を踏まえ制度設計を行う。
- (4) 私学共済については、別途、廃止する現行の職域部分(3階部分)に代わる新たな年金を設けることを検討する。

#### 5. 積立金の管理・運用

- (1) 各共済年金の1・2階部分と厚生年金保険の積立金は、被用者年金制度の共通財源として一元的に管理・運用することを基本とし、運用利回り、基本的な資産構成割合、評価方法等の運用ルールは統一する。  
運用主体の在り方については、資金規模やその市場影響をどのように考えるか等の観点から、更に検討する。
- (2) 各共済年金の貸付等の独自運用については、その果たしている役割や運用の観点に立った評価等を踏まえ、必要な範囲で確保する方策を講じる。

## 6. 制度的な差異の取扱い

(1) 1・2階部分において各共済年金と厚生年金保険の制度が異なる点については、次のとおり各共済年金と厚生年金保険を揃える。

- ① 共済年金における遺族年金の転給制度については、厚生年金保険に合わせて廃止する。
- ② 厚生年金保険に合わせて、共済年金に被保険者資格の年齢制限及び障害給付に当たっての保険料納付要件を設ける。
- ③ 老齢給付及び障害給付に係る在職中の支給額の減額(支給停止)については、制度を統一する。これにより、60歳台前半の退職した公務員が厚生年金保険被保険者となる場合の減額について、60歳台前半の民間被用者に適用される、より厳しい減額方法とする。

(2) 制度的な差異が解消する時期が明らかな次の経過措置については、存置する。

- ① 厚生年金保険における女子の支給開始年齢
- ② 共済年金における60歳前の繰上げ支給

(3) その他の制度が異なる点については、上記(1)(2)の取扱いに準じて個々に検討する。

## 7. 事務組織等

(1) 事務組織等の取扱いについては、被用者全体での年金財政の一本化を前提とし、一元化にふさわしく、無駄のない効率的なものとする観点から、更に検討する。

(2) 事務組織の在り方にかかわらず、年金相談等の情報共有化を推進する。

## 被用者年金一元化の基本的な方針と進め方について

平成18年12月19日  
政府・与党

被用者年金制度の一元化については、平成18年4月28日の閣議決定に基づき、制度の安定性・公平性を確保し、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせる方向を基本として行う。

具体的には、

- (1) 共済年金の1・2階部分の保険料率を引き上げ、厚生年金の保険料率に統一する。
- (2) 共済年金にある遺族年金の転給制度を廃止するなど、制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。
- (3) 共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止する。新たな公務員制度としての仕組み等を設ける。
- (4) 追加費用の削減のため、税財源である恩給期間に係る給付について、本人の負担の差に着目して27%引き下げる。ただし、一定の配慮措置(給付額に対する減額率 $\leq$ 10%、減額後の給付額 $\geq$ 250万円)を講じる。

また、上記閣議決定において今後の課題とされた以下の事項については、次に掲げる方針により、これを行うこととする。

### 1. 老齢年金の在職支給停止について

- (1) 老齢年金の在職支給停止は、今後、公務員OBが民間企業で勤める場合なども、民間企業OBが民間企業に勤める場合の減額方法(厚生年金の方法)と同じ方法に統一し、官民格差を解消する。
- (2) 現在、既に年金を受給しながら企業で働いている60歳台前半のOBについても、官民格差の早期解消とともに、新たに年金を受給し、厳しい減額がなされるOBとの公平性の観点から、一定の配慮措置を設けた上で、厚生年金と同様の措置を講じる。
- (3) 上記の60歳台前半のOBに関する在職支給停止の見直しとの均衡等から、平成19年4月に既に70歳以上となっている方についても、一定の配慮措置を設けた上で、所要の措置を講じる。

## 2. 障害年金の在職支給停止について

障害年金の在職支給停止については、これを行わない現行の厚生年金の取扱いに統一する。

## 3. 老齢年金の加給年金額に関する加入期間について

今後は、民間企業の期間と公務員及び私学教職員の期間を併せて20年以上であれば、加給年金が加算されるようにする。

## 4. 国会議員や地方議会議員の支給停止について

国会議員や地方議会議員の支給停止については、厚生年金においても、現行の共済年金と同様に、年金の支給停止を行う。

## 5. 地方公共団体の長の共済年金額の加算特例について

地方公共団体の長の共済年金額の加算特例については、厚生年金に合わせる観点から、廃止する。

## 6. 文官恩給について

文官恩給については、追加費用の減額の方法との均衡を考慮し、給付額を10%引き下げる。ただし、減額後の給付額が250万円を下回らないこととする。

## 7. 郵政公社、旧三公社等における追加費用について

郵政公社、NTT、JT及び(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構等が負担している税負担ではない追加費用に係る恩給期間の給付についても、税負担による追加費用に係る恩給期間の給付と同一の減額を行う。

## 8. 制度体系、事務組織、積立金の管理・運用について

- (1) 被用者年金の太宗を占める厚生年金に、公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。  
これにより、一層の少子高齢化等に備えた全被用者の支え合いによる厚生年金制度とするとともに、民間被用者、公務員及び私学教職員を通じて、同一保険料、同一給付を実現する。
- (2) 1・2階部分の保険料収入及び積立金を被用者全体の共通財源とする。  
また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上し、国民に開示する。  
さらに、制度全体を通じた財政検証を定期的実施する。
- (3) 事務組織については、無駄な投資を避け、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。即ち、これらの事務組織が、共済組合員等に関する保険料徴収、積立金の管理・運用から年金給付までの一貫した厚生年金の事務処理を分担する。  
なお、今後、情報処理技術の進歩等に合わせ、利便性が高く、より効率的な事務処理が行われるようにすることを検討する。
- (4) 積立金の管理・運用については、厚生労働大臣が関係大臣の協力を得て、運用の基本的な方向性等を定め、運用状況等の評価を行い、国民に開示する。そのもとで、運用管理主体は、専門性を高めつつ、具体の運用ルール等を定め、積立金を運用に供する。

## 9. 新たな公務員制度としての仕組み等について

公的年金としての3階部分（職域部分）廃止に伴う新たな公務員制度としての仕組み等については、速やかに結論を得ることができるよう引き続き検討する。

## 10. 実施時期について

被用者年金制度の一元化の実施時期は、平成22年度を原則とする。  
なお、追加費用及び文官恩給の減額については、平成20年度から実施する。また、9.については、検討結果を踏まえ、平成22年度から実施する。

## 被用者年金一元化法案と新3階年金について

平成19年3月20日  
被用者年金一元化等に関する役員会

- 被用者年金の一元化法案は、公的年金である1・2階の一元化及び公的年金としての職域部分の廃止のための法案であり、新3階年金については、各共済において別に法律で定めるものである。
- 被用者年金一元化法案については、1・2階の一元化に要する準備期間や、追加費用の平成20年度からの減額が盛り込まれること等を勘案すれば、今通常国会での提出が必要である。
- 他方、新3階年金については、平成22年度の職域部分の廃止と同時に実施するものであり、準備期間を考えれば本年中には成案を得て来年の通常国会に法案を提出する必要があることから、一層の精力的な検討に努めることが望まれる。
- なお、一元化法案の附則において、新3階年金については、平成19年中に検討を加えることとし、その結果に基づいて別に法律で創設し、職域部分の廃止と同時に実施するという趣旨を規定することが必要である。

## パート労働者への社会保険適用に関する確認事項

平成19年3月27日

年金委員会・厚生労働部会合同会議

パート労働者への社会保険の適用の拡大については、平成16年の制度改正時にも議論が行われ、改正法附則において5年後を目途とした検討規定が設けられたところであるが、新内閣発足に伴い、内閣の基本方針としてこれを前倒しして検討し、結論を得ることとなったものである。党としても、政府・与党を通じた重要な政策課題と認識せざるを得ない。パート労働者の方々の老後の安心を確保するためにも、社会保険の適用拡大に取り組むことについては、特に社会保険適用の基準である年収130万円がひとつの壁となり、実質的な賃金調整が行われている実態を放置することは、パート労働者に関する格差を固定化させることになり、早急な対応が必要である。しかし同時に、事業主負担の増大や新たな保険料負担の発生など、パート労働者自身や事業主への影響の大きさも考慮し、制度の円滑な実施のための現実的な制度設計が不可欠である。

このため、今般、パート労働者への社会保険適用について以下のとおり確認し、政府に対して、その着実な実行を求めることとする。

1. 政府から示されたパート労働者への社会保険の適用基準については、パート労働者や事業主の事情に一定の配慮がなされており、概ね妥当と考える。
2. 新たな適用基準における具体的な数値（20時間、98,000円、1年、300人）については、法律で明記する。
3. 新たな適用基準における「賃金月額98,000円」については、賞与や通勤手当、残業手当等を含まない賃金で算定する。
4. 学生については、新たな適用基準の対象外とする。

5. 中小事業主の猶予措置の期限については「当面」ではなく、「別に法律で定める日」までとする。
6. 適用逃れをねらった雇用調整等が行われないよう、厳格に運用するためのガイドラインを作成する。特に労働時間、賃金、勤務期間については、採用時の見込みが基準外と判断されても、その後の勤務実態が基準内となるケースも予想される。また細切れ労働や賃金の調整等が発生しないよう、事業主が行う事務手続きが公正に行われるようにする。
7. 社会保険庁改革に関連し、パート労働者への現行基準の運用の徹底、厚生年金の適用事業所への適用や国民年金の未納・未加入対策の徹底を図るための方策を実施する。
8. 制度改革の趣旨が広く国民に理解されるよう周知するとともに、施行までに十分な準備期間を設ける。
9. なお、世帯単位の制度のあり方、国民年金未納・未加入の問題、基礎年金のあり方、国民年金における2階部分のあり方（国民年金基金を含む）、厚生年金等の適用対象とならない小規模事業所等の取扱いなどの制度的な諸課題については、党として、引き続き検討する。

## パート労働者への社会保険適用に関する確認事項

平成19年3月28日

パート労働者への社会保険適用の拡大については、平成16年の年金制度改正時に議論が行われ、改正法附則において5年後を目途として検討規定が設けられた。

安倍内閣の発足後、近年の非正規労働者の増加を踏まえ、正社員との格差の是正が必要であるとの認識のもと再チャレンジの支援のための政策体系の一環として、改めてパート労働者への社会保険適用の拡大を図ることが位置づけられた。今国会では労働基準法、パート労働法、最低賃金法等の包括的な改正が政府より提案されているが、これはこうした格差是正の取り組みの流れに合致したものである。

パート労働者への社会保険適用については、1号被保険者と3号被保険者が存在し、とりわけ3号被保険者について適用を拡大することには、様々な意見が存在しており、平成16年改正時にはそうした多様な意見を踏まえ附則での検討規定になったものであるが、今般の適用の拡大の具体化にあたっては、3号被保険者の保険料負担の増大、事業主負担の増大等についての懸念に十分配慮しつつ、働き方に中立的な社会保障制度という目標に向け前進を図ることが重要である。

以上の観点から、法案提出にあたって以下の事項に配慮することを求め、年金制度委員会及び厚生労働部会として確認をするものである。

1. 政府から示されたパート労働者への社会保険の適用基準については、パート労働者や事業主の意見等について一定の配慮がなされており概ね妥当なものとする。
2. 新たな適用基準（20時間、98,000円、1年以上、300人以下の事業所の適用除外）については今後の運用を明確化するという観点から法律に明記するものとする。
3. 新たな適用基準における「賃金月額98,000円」については、賞与や通勤手当、残業手当等を含まないこととし法律に明記する。
4. 学生についてはその立場の特性から適用の対象外とする。
5. 中小事業主の猶予措置の期限については「別に法律で定める日」までとし、社会保険適用拡大後の経済状況等を踏まえ適切に対応するものとする。

6. 適用逃れをねらった雇用調整等が行われないう、運用のガイドラインを策定するとともに、その運用の適正を確保するため個別事業所に対して適切な調査・指導を進めるものとする。

7. 格差是正の観点から、事業所の社会保険適用逃れについてその是正に積極的な取り組みを今後とも進めるものとする。また派遣労働者などの社会保険適用の実態について調査を進めその適正な運用のための取り組みを進めるものとする。

8. 特に第3号被保険者においては、保険料負担のみ生じるのではないかとの誤解もあるところから、制度改革の趣旨について施行までに十分な周知を図り理解を促すものとする。

9. 3号被保険者全体の保険適用の課題については、社会保障制度の個人単位化を進めるという観点からも引き続き検討を進めるものとする。

10. 20時間以上30時間未満の短時間労働者と30時間以上の短時間労働者については適用の基準が異なることとなっており、制度の整合性の観点や運用上の実態を踏まえ今後の統一的な制度の在り方について検討を進めるものとする。